

議案第92号

葛飾区中小企業振興基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月27日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

商店街において事業を営む者について、商店会への加入及び事業への協力を努力義務とする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区中小企業振興基本条例の一部を改正する条例

葛飾区中小企業振興基本条例（平成2年葛飾区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(商店街において事業を営む者の責務)

第7条 商店街において事業を営む者は、地域社会の一員としての責務を自覚し、商店街の振興を図るため、商店会に加入することにより、相互に協力するよう努めるものとする。

2 商店街において事業を営む者は、商店会が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担をすることにより、協力するよう努めるものとする。

付 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。